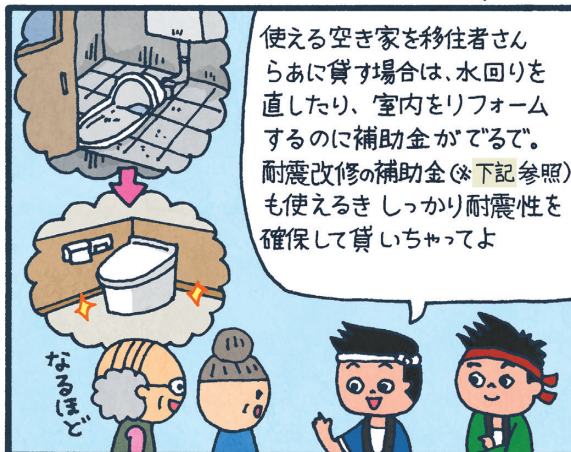
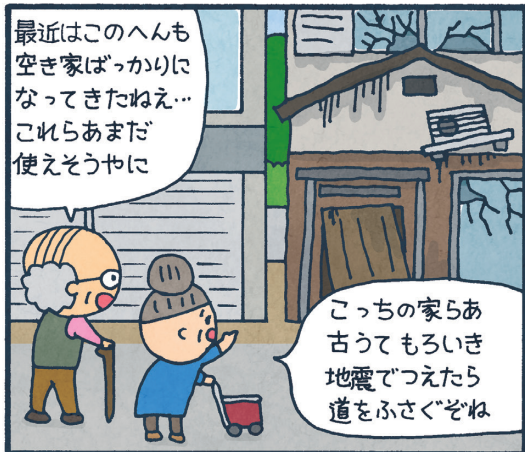


おらんく耐震化劇場

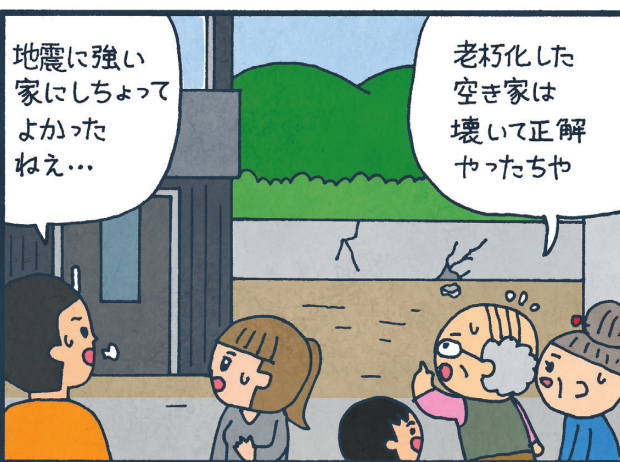
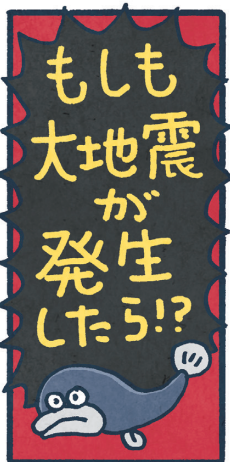
第4幕:空き家編

リフォーム? それとも除却?



高知県では、空き家の対策について補助金があります。市町村によって制度の有無や補助金額が異なりますので、裏面の実施市町村一覧をご確認ください。

空き家を対象に、移住希望者等に住宅を貸す際のリフォームに使える補助金があります。(改修後、耐震性が確保されている必要があります)



老朽度基準を満たした住宅を除却する費用について、164万5千円(補助率4/5)の補助が出ます。 ※市町村によって補助額は異なります。

30年以内に70%~80%の確率で発生!

空き家対策を行い、南海トラフ地震に備えましょう!

住宅の耐震改修に補助金があります!

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅(戸建て、長屋及び共同住宅など)
申込先 住宅のある市町村 **申請者** 対象住宅の所有者

耐震診断
木造住宅の場合
自己負担 3千円 以内

耐震設計
20.5万円 補助金

耐震改修
92.5万円 補助金



市町村によっては更なる上乗せ補助や、木造以外の住宅への補助を行っておりますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。

耐震3兄弟 © 村岡マサヒロ

■お問い合わせ 高知県土木部住宅課 **TEL 088-823-9856**
(受付時間 午前8時30分~午後5時 休日を除く月~金)

高知県 耐震 検索

空き家活用費補助事業

市町村によって異なる場合がありますが、おおむね次のとおり。

- 申請者**
- ① 空き家住宅又は空き建築物の個人所有者
 - ② ①の所有者から借り受ける個人又は特定非営利活動法人等(※1)
- 対象事業** 住宅確保要支援者(※2)が居住するための住宅への改修に要する経費(設計費含む)
- 補助要件**
- ① 改修後の耐震性が確保されているもの。
 - ② 補助事業完了後10年以上、住宅確保要配慮者等の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住用に供しない場合は、空き家バンク等(※3)に登録するもの。
 - ③ 空き家住宅又は空き建築物を借り受ける者が改修を行う場合は、所有者と改修工事の同意及び現状回復義務の免除について確認されたもの。
 - ④ 対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。



長男:耐震改修の大ちゃん

(※1) 特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住支援をしている団体(任意団体を除く。)

(※2) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者。

(※3) 高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク又は「高知で暮らす。お家を探せねっと」

老朽住宅除却事業

市町村によって異なる場合がありますが、おおむね次のとおり。

- 申請者** 空き家住宅又は空き建築物の個人所有者
- 対象事業** 避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却
- 補助率** 除却にかかった費用の4/5かつ、各市町村の定める補助額まで
- 補助要件**
- 例・基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの
 - ・外壁の仕上材料の剥落、腐朽、又は破損により、著しく下地の露出しているもの
 - 又は壁を貫通している穴を生じているもの
 - ・屋根が著しく変形したもの 等



三男:老朽住宅除却のジョー

	空き家活用費補助事業		老朽住宅除却事業	
	担当課		担当課	
高知市	—		建築指導課	088-823-9470
室戸市	財産管理課	0887-22-5122	財産管理課	0887-22-5122
安芸市	企画調整課	0887-35-1012	危機管理課	0887-37-9101
南国市	—		都市整備課	088-880-6558
土佐市	未来づくり課	088-852-7682	防災対策課	088-852-7607
須崎市	元気創造課	0889-42-3951	地震・防災課	0889-42-1236
宿毛市	企画課	0880-63-1165	都市建設課	0880-63-1120
土佐清水市	企画財政課	0880-82-1181	危機管理課	0880-87-9077
四万十市	まちづくり課	0880-34-8150	地震防災課	0880-35-2044
香南市	地域支援課	0887-57-8503	防災対策課	0887-57-8501
香美市	定住推進課	0887-53-1061	防災対策課	0887-52-8008
東洋町	住民課	0887-29-3394	住民課	0887-29-3394
奈半利町	—		総務課	0887-38-4011
田野町	—		まちづくり推進課	0887-38-2813
安田町	—		総務課	0887-38-6711
北川村	—		—	—
馬路村	—		—	—
芸西村	産業振興課	0887-33-2113	産業振興課	0887-33-2113
本山町	—		—	—
大豊町	—		産業建設課	0887-72-0450
土佐町	産業振興課	0887-82-2450	総務企画課	0887-82-0480
大川村	—		総務課	0887-84-2111
いの町	総合政策課	088-893-5855	総務課	088-893-1113
仁淀川町	企画課	0889-35-1082	企画課	0889-35-1082
中土佐町	企画課	0889-52-2365	総務課	0889-52-2211
佐川町	チーム佐川推進課	0889-22-7740	産業建設課	0889-22-7712
越知町	企画課	0889-26-1164	建設課	0889-26-1113
梶原町	企画財政課	0889-65-1111	—	—
日高村	産業環境課	0889-24-4647	総務課	0889-24-5113
津野町	企画調整課	0889-55-2311	総務課	0889-55-2311
四万十町	建設課	0880-22-3120	建設課	0880-22-3120
大月町	まちづくり推進課	0880-73-1181	危機管理課	0880-73-1140
三原村	農林業建設課	0880-46-2111	農林業建設課	0880-46-2111
黒潮町	情報防災課	0880-43-2177	まちづくり課	0880-43-2115

市町村によって補助額が異なりますので、詳しくはそれぞれの市町村にお問い合わせください。